

第百九十六号議案

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百十五号）の一部を次のように改正する。
第二条の表五の項中「並びに同法附則第二条及び第三条の規定並びに」を「及び」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和六年九月以前の月分の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十号）附則第二条第一項の給付に係る事務については、なお従前の例による。

（提案理由）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の施行による児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の改正に伴い、特別区、市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町が処理する事務に係る規定を改める必要がある。